

改正

令和4年2月25日訓令第10号

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に民間賃貸住宅及び立地企業等の従業員宿舍を建設等又はリフォームを行う者（以下「住宅建設者等」という。）に対して、建設費用の一部を助成することにより、多様なニーズに対応した良質な賃貸住宅等の建設を促進し、町民の住環境の向上及び移住・定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において民間賃貸住宅の建設とは、次の各号のいずれの要件にも該当するものをいう。

- (1) 弟子屈都市計画区域又は、川湯温泉地区の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条1項第4号に規定する区域内に建設するもの
- (2) 建築基準法その他関係法令の基準に適合するものであること。
- (3) 1棟当たり4戸以上の賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する共同住宅又は長屋
- (4) 住戸1戸当たり専用部分の床面積が、20平方メートル以上であるもの
- (5) 各戸に玄関、水洗トイレ、浴室、台所、給湯設備、暖房設備、照明設備及び専用物置が設置されていること。
- (6) 排水については、弟子屈町公共下水道事業計画の区域内にあつては公共下水道に、それ以外の区域にあつては合併処理浄化槽に接続していること。
- (7) 敷地内に1戸当たり1台分以上専用駐車場が確保されていること。
- (8) 敷地内において雪を処理する計画となっているもの又は、適切に除排雪を行い処理する計画となっているもの
- (9) ゴミステーションが設置されていること。
- (10) 町内に事業所（本店又は支店等）がある法人が施工するもの
- (11) 次に掲げる建築物でないこと。
 - ア 組立式仮設住宅
 - イ 他の補助金等を受けて建設したもの（弟子屈町合併処理浄化槽設置整備事業補助金を除

く。)

2 この要綱において従業員宿舍の建設とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法その他関係法令の基準に適合するものであること。
- (2) 立地企業が自社の社員及び従業員の居住を目的に建設する共同住宅又は長屋
- (3) 住戸1戸当たりの専用部分の床面積が、10平方メートル以上であるもの
- (4) 排水については、弟子屈町公共下水道事業計画の区域内にあつては公共下水道に、それ以外の区域にあつては合併処理浄化槽に接続していること。
- (5) 敷地内に1戸当たり1台分以上専用駐車場が確保されていること。
- (6) 敷地内において雪を処理する計画となっているもの又は、適切に除排雪を行い処理する計画となっているもの
- (7) ゴミステーションが設置されていること。
- (8) 町内に事業所(本店又は支店等)がある法人が施工するもの
- (9) 次に掲げる建築物でないこと。

ア 組立式仮設住宅

イ 他の補助金等を受けて建設したもの(弟子屈町合併処理浄化槽設置整備事業補助金を除く。)

3 リフォームとは既存の民間賃貸住宅及び従業員宿舍に対し別表に掲げる工事を行うもので、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準に適合するものであること。
- (2) 町内に事業所(本店又は支店等)がある法人が施工するもの
- (3) 次に掲げる建築物でないこと。

ア 組立式仮設住宅

イ 他の補助金等を受けて建設したもの(弟子屈町合併処理浄化槽設置整備事業補助金を除く。)

(助成対象)

第3条 助成金の対象となる住宅建設者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に民間賃貸住宅及び従業員宿舍を建設又はリフォームする個人又は法人
- (2) 租税公課に滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する暴力団の構成員でない者

- (4) 事業が完了した日から10年間（以下「管理期間」という。）、賃貸住宅に供すること。
- (5) 個人が建設又はリフォームする賃貸住宅にあつては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族を入居させるためのものでないこと。
- (6) 法人が建設又はリフォームする賃貸住宅にあつては、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族を入居させるためのものでないこと。

2 民間賃貸住宅等を建設するために同一敷地内の既存建築物を解体する者は、解体する建築物の所有者（町長が所有者と同等であると認める者を含む。）であること。

（助成金の種類及び額）

第4条 建設等に対する助成金の額は、予算の範囲内とし次の各号に掲げる額とする。

- (1) 住戸専用面積1平方メートルあたりの助成金の額は2万円とし、1戸あたりの限度額は100万円とする。
- (2) 建設1棟あたりの助成金の限度額は1,000万円とする。
- (3) 建設に伴う既存建築物の解体は工事請負契約額の50パーセント以内とし、100万円を限度とする。

2 リフォームに対する助成金の額は、予算の範囲内とし、1戸あたり事業対象経費の10パーセント以内とし、20万円を上限とする。

3 前2項により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとする。

（公募）

第5条 町長は、当該年度において助成の対象とする民間賃貸住宅等の要件等を公表し、別に定める期間内において住宅建設者等を募集する。

2 前項の公表及び募集は、町広報紙及び町公式WEBサイトで行う。

（認定）

第6条 建設等に係る助成を受けようとする住宅建設者等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業認定申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 建物の位置図
- (2) 建物、駐車場及び物置等の付帯設備の配置図
- (3) 建物の平面図、立面図
- (4) 建物の設備仕様書
- (5) 建物の延べ床面積求積図

- (6) 建物の工事見積書その他工事費用の明細がわかる書類の写し
- (7) 申請者が個人にあっては住民票の写し、法人にあっては当該法人に係る登記記録の全部事項証明書
- (8) 敷地が自己所有である場合は土地の登記記録の全部事項証明書、借地である場合は土地の賃貸借契約書の写し
- (9) 民間賃貸住宅等の入居条件等を表す書類
- (10) 国税及び地方税の納税証明書
- (11) 同意書兼誓約書（別記様式第2号）
- (12) 既存建築物の解体は当該建築物の登記事項証明書その他所有権等を確認できるもの及び現況写真
- (13) その他町長が必要と認める書類

2 リフォームにあっては、前項に規定する申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 建物に関する登記事項証明書及び売買契約書の写し等所有者を明らかにする書類
- (2) 工事契約書の写し又は、工事見積書その他工事費用の明細がわかる書類の写し
- (3) 前項第1号、第2号、第3号、第7号、第10号及び第11号に掲げるもの
- (4) 現況写真

3 町長は、前2項の申請を受理したときは、その内容を審査した上で認定の可否を決定し、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業認定（不認定）通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請及び決定）

第7条 前条により助成の認定を受けた申請者（以下「事業認定者」という。）は、民間賃貸住宅等の建設又はリフォームに着手する前に、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付申請書（別記様式第4号）に次の書類を添えて町長に助成金の交付申請を行わなければならない。

- (1) 建築確認済証の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付決定通知書（別記様式第5号）又は弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金却下通知書（別記様式第6号）により、事業認定者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第8条 前条により助成金交付の決定を受けた事業認定者は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業変更承認申請書（別記様式第7号）により町長に決定内容の変更申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更にあつては、この限りでない。

2 町長は、前項の変更申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定し、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業変更承認通知書（別記様式第8号）又は弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業変更不承認通知書（別記様式第9号）により、事業認定者に通知するものとする。

(工事の確認等)

第9条 町長は、民間賃貸住宅等の建設工事の適正な施工のために、職員により当該工事現場の確認等を行わせることができる。

(工事の完成)

第10条 第2条に規定する工事は、町長が指定する期限までに完成しなければならない。

第11条 第7条により助成金交付の決定を受けた事業認定者は、建設工事等の完成を翌年度に繰越しをする必要があるときは、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金繰越し調書（別記様式第10号）に第6条第1項第10号の書類を添えて町長に提出しなければならない。また、再度の繰越は認めないものとする。

(実績報告)

第12条 事業認定者は、民間賃貸住宅等の建設工事等が完成したときは、速やかに弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業実績報告書（別記様式第11号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建物完成図
- (2) 施工内容及び完成後の状況がわかる工事写真
- (3) 当該家屋に係る登記記録の全部事項証明書
- (4) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (5) ローン契約書の写し又は支払が行われたことが確認できる書類の写し

2 町長は、前項の実績報告書を受理したときは、第7条並びに第8条における交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付額確定通知書（別記様式第12号）により、事業認定者に通知するものとする。

する。

(助成金の請求等)

第13条 前条により助成金の額の確定の通知を受けた事業認定者は、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付請求書(別記様式第13号)により、町長に助成金の請求をしなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第14条 町長は、事業認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金を返還させることができる。ただし、第1号及び第4号の事由にあつては、助成金を受領した日の属する年度の末日から10年以内に生じたものに限る。

(1) 当該民間賃貸住宅等を廃止又は他の用途に変更したとき。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(2) 当該民間賃貸住宅等が法令に違反しているとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

(4) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(5) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 町長は、前項の規定による取消し又は返還を命ずるときは、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付決定取消通知書(別記様式第14号)により、事業認定者に通知するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 事業認定者は、助成金を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保にしてはならない。

(地位の承継)

第16条 事業認定者が、助成金を受領した日の属する年度の末日から10年以内に次の各号のいずれかに該当し、当該各号に規定する者(以下「承継者」という。)に地位を承継する必要がある場合は、当該承継者は、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業地位承継承認申請書(別記様式第15号)及び同意書兼誓約書(別記様式第16号)により町長に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併等をした場合 合併等により設立された法人

(3) 当該民間賃貸住宅等を譲渡した場合 その譲受人

2 前項各号において、その承継者は、第3条の要件を具備する者でなければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請を承認したときは、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業地位承継承認通知書（別記様式第17号）により、承継者に通知する者とする。

（報告等）

第17条 町長は、事業認定者に対し、民間賃貸住宅等の状況について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

（住民登録の監督）

第18条 事業認定者は、民間賃貸住宅等に入居する者に対して、本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をする旨を監督しなければならない。

2 事業認定者は、前項において住民登録を行わずに入居する者がある場合、その理由を付して町長に報告しなければならない。

（努力義務）

第19条 事業認定者は交付された助成金を当該民間賃貸住宅等の建設費に充当し、家賃低減に努めなければならない。

2 事業認定者は、段差の解消などのユニバーサルデザイン、地場産材の活用に配慮しなければならない。

3 事業認定者は入居者に対して地域活動への積極的な参加及び要請に努めなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象工事内容	
1	民間賃貸住宅等の住宅部分のリフォーム
2	衛生設備、電気設備、給湯設備、暖房設備の改修又は設置（床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の設置に要する経費及び下水道事業計画区域内の外部排水工事は対象外とする。）
3	屋根・外壁・軒天の改修又は塗装

4	雪留め金物等の設置
5	風除室・サンルーム等の改修又は設置
6	窓ガラス・サッシの改修又は設置
7	床・壁・天井の内装改修
8	建具の改修又は設置
9	畳の新設・交換・表替え
10	間取り変更（模様替え）に伴う壁等の設置又は改修
11	給排水・ガス・灯油配管等の交換又は設置（下水道事業計画区域内の外部排水工事は対象外とする。）
12	システムキッチン等の交換又は設置
13	換気扇・エアコン等の交換又は設置
14	造り付け棚・収納等の改修
15	手すり・段差解消スロープ設置
16	その他町長が認めたもの

別記様式第1号（第6条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業認定申請書（新築・解体・リフォーム）

年 月 日

弟子屈町長

様

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名）
申請者 住所

氏名

印

電話

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第6条第1項の規定による認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 建物の名称	
2 建物の所在地	
3 敷地の所有等	敷地面積 m^2 所有区分 自己所有地 ・ 借地 ※借地の場合 期間（ ～ ） 年間 土地所有者 住所 氏名
4 建物の面積等	延床面積 m^2 （共用部分 m^2 ）
5 建物の構造等	構造 造 階層・戸数 階建て 戸
6 住戸の形式	(1) × 戸（専用床面積 m^2 ） (2) × 戸（専用床面積 m^2 ）
7 付帯施設等	専用駐車場 台分 専用物置の仕様 ゴミステーション 有 ・ 無
8 家賃予定額	(1) (月額 円) (2) (月額 円)
9 建築工事施工業者名	住所 名称
10 建設予定年月日	着工 年 月 日 完成 年 月 日
11 建設工事費	円 (建物・付帯設備・外構等を含み、土地取得費を除く)
12 助成金交付申請予定額	円
13 資金計画	自己資金 円
	民間資金 円
	町助成金 円
	その他 円 ()

(建設等添付書類)

- (1) 建物の位置図
- (2) 建物、駐車場及び物置等の付帯設備の配置図
- (3) 建物の平面図、立面図
- (4) 建物の設備仕様書
- (5) 建物の延べ床面積求積図
- (6) 建物の工事見積書、その他工事費用の明細がわかる書類の写し
- (7) 申請者が個人にあつては住民票の写し、法人にあつては当該法人に係る登記事項の全部証明書
- (8) 敷地が自己所有である場合は土地の登記記録の全部事項証明書、借地である場合は土地の賃貸借契約書の写し
- (9) 民間賃貸住宅等の入居条件等を表す書類
- (10) 国税及び地方税の納税証明書
- (11) 同意権兼誓約書(別記様式第2号)
- (12) 既存建築物の解体は当該建築物の登記事項証明書その他所有権等を確認できるもの及び現況写真
- (13) その他町長が必要と認める書類

(リフォーム添付書類)

- (1) 建物に関する登記事項証明書及び売買契約書の写し等所有者を明らかにする書類
- (2) 工事契約書の写し又は、工事見積書その他工事費用の明細がわかる書類の写し
- (3) 前項第1号、第2号、第3号、第7号、第10号及び11号に掲げるもの
- (4) 現況写真

同意書兼誓約書

- 1 町税その他、町に対する債務の履行の確認のため、町が税務当局にその状況を照会することに対し、同意します。
- 2 私（法人である場合は当該法人の役員及び職員）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではありません。

年 月 日

弟子屈町長 様

（法人にあっては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名）

住所

氏名

印

別記様式第3号（第6条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業認定（不認定）通知書（新築・解体・リフォーム）

第 年 月 日 号

申請者
住所

氏名 様

弟子屈町長 印

年 月 日付けで申請のあった弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業認定について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 認定の可否 (不認定の場合)	認定・不認定 理由：
2 建物の名称	
3 建物の所在地	
4 建物の面積等	m ²
5 建物の構造等	構造 階層・戸数 階建て 戸
6 住戸の形式	(1) × 戸 (専用床面積 m ²) (2) × 戸 (専用床面積 m ²)
7 完成予定年月日	年 月 日
8 助成金交付予定額	円

(留意事項)

事業認定の通知を受けた後、速やかに弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付申請書（別記様式第4号）を提出すること。

なお、助成金交付申請額は上記8の助成金交付予定額が上限となります。

別記様式第4号（第7条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付申請書（新築・解体・リフォーム）

年 月 日

弟子屈町長 様

事業認定者（法人にあつては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名）
住所

氏名 印

電話

年 月 日付け 第 号で認定を受けた弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業について、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 建物の名称	
2 建物の所在地	
3 建物の面積等	m ²
4 構造・戸数等	構造 階層・戸数 階建て 戸
5 住戸形式等	(1) × 戸 (専用床面積 m ²) (2) × 戸 (専用床面積 m ²)
6 建築工事施工業者名	住所： 名称：
7 事業期間	年 月 日～ 年 月 日 (供用開始予定 年 月 日)
8 建設工事費	円 (建物、付帯設備、外構等を含む)
9 助成金交付申請額	円 (戸当り建設費 円× 戸)

(添付書類)

- (1) 建築確認済証の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

別記様式第5号（第7条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付決定通知書（新築・解体・リフォーム）

第 号
年 月 日

事業認定者

住所

氏名 様

弟子屈町長 印

年 月 日付けで申請のあった弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業について、下記のとおり交付することに決定したので、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 工事の完成期限 年 月 日

3 交付要件等

(1) 事業の内容を変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ町長に申し出て、その承認を受けなければなりません。

(2) 建設工事等の完成を翌年度に繰越しをする必要があるときは弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業繰越調書（別記様式第10号）に必要書類を添えて提出すること。

(3) 事業の適正な施行のため、職員が建設工事の状況等を確認又は指導する場合があります。

(4) 事業認定者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければなりません。

(5) 事業認定者が次のいずれかに該当したとき（ア及びエの規定にあっては、助成金を受領した日の属する年度の末日から10年以内に生じたものに限り、）は、この助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付された助成金があるときは、その助成金の返還を命ずることがあります。助成金の額の確定があった後においても同様とします。

ア 当該民間賃貸住宅等を廃止又は他の用途に変更したとき。

イ 当該民間賃貸住宅等が法令に違反しているとき。

ウ 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

エ その他、この要綱の規定に違反したとき

(6) 事業認定者が、助成金を受領した日の属する年度の末日から10年以内に次のいずれかに該当し、地位を承継する必要が生じた場合は、当該承継者は、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業地位承継承認申請書(別記様式第15号)により町長に申請し、その承認を得なければならない。

ア 死亡した場合 その相続人

イ 法人が合併等をした場合 合併等により設立された法人

ウ 当該民間賃貸住宅等を譲渡した場合 その譲受人

4 助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったとき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければなりません。

別記様式第6号(第7条関係)

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金却下通知書

第 年 月 日 号

事業認定者

住所

氏名 様

弟子屈町長 印

年 月 日付けで申請のあった弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金について、下記の理由により助成の対象にはなりませんので、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

(理由)

別記様式第7号（第8条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業変更承認申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

事業認定者（法人にあつては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名）

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業について、その事業内容に変更が生じたので、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 助成金交付決定額 金 _____ 円

2 変更後の助成金交付申請額 金 _____ 円

3 変更事項

助成金交付申請内容の変更・事業の中止・事業の廃止

4 変更の理由

注1) 変更事項が「助成金交付申請内容の変更」である場合は、既に提出した申請書類と同じものに変更後の計画を変更前の同一欄に朱書きし、変更前と変更後の内容が対比できるようにしたもの提出してください。

注2) 変更事項が「事業の中止」である場合は、添付書類として中止時点における当該事業の進捗状況、その他必要と認められる事項を記載した書類を提出してください。

別記様式第8号（第8条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業変更承認通知書

第 年 月 日 号

事業認定者

住所

氏名 様

弟子屈町長 印

年 月 日付けで申請のあった弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業の変更について、下記のとおり決定したので、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定額 金 _____ 円

2 告知事項

別記様式第9号（第8条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業変更不承認通知書

第 年 月 日
号

事業認定者

住所

氏名 様

弟子屈町長 印

年 月 日付けで申請のあった弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業の変更について、下記の理由により不承認となりましたので、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

（理由）

別記様式第10号（第11条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金繰越調書（新築・解体・リフォーム）

年 月 日

弟子屈町長 様

事業認定者（法人にあっては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名）

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業について、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 建物の名称	
2 建物の所在地	
3 建物の面積等	m ²
4 構造・戸数等	構造 造 階層・戸数 階建て 戸
5 住戸形式等	(1) × 戸 (専用床面積 m ²) (2) × 戸 (専用床面積 m ²)
6 完成予定年月日	年 月 日
7 助成金交付決定額	円

(添付書類)

- (1) 国税及び地方税の納税証明書
- (2) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

弟子屈町長 様

事業認定者 (法人にあっては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名)

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業について、下記のとおり事業が完了したので弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業決算額		円
財源内訳	町助成金	円
	自己資金	円
	民間資金	円
	その他	円
工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日
登記完了年月日		年 月 日

(添付書類)

- (1) 建物完成図
- (2) 施工内容及び完成後の状況がわかる工事写真
- (3) 当該家屋に係る登記記録の全部事項証明書
- (4) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (5) ローン契約書の写し又は支払いが行われたことが確認できる書類の写し

別記様式第12号（第12条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付額確定通知書

第 年 月 日 号

事業認定者

住所

氏名 様

弟子屈町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業について、下記のとおり助成金の額を確定しましたので、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第12第2項の規定により通知します。

記

助成金の確定額 金 _____ 円

（留意事項）

事業認定者は、この通知書の受領後、速やかに弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付請求書（別記様式第13号）を提出してください。

別記様式第13号 (第13条関係)

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付請求書

年 月 日

弟子屈町長 様

事業認定者 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名)

住所

氏名

印

年 月 日付け第 号で額の確定を受けた弟子屈町民間賃貸住宅建設等
促進事業について、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 助成金交付請求額 金 _____ 円

2 支払口座 金融機関名・支店名 _____

預金口座 普通・当座

口座番号 _____

口座名義人 _____

別記様式第14号（第14条関係）

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付決定取消通知書

第 年 月 日 号

事業認定者

住所

氏名 様

弟子屈町長 印

年 月 日付けで交付決定した弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業について、下記の理由により助成金の交付を取り消したので、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 助成金の交付決定額 金 _____ 円
- 2 助成金の交付取消額 金 _____ 円
- うち返還命令額 金 _____ 円
- 3 取消の理由

別記様式第15号 (第16条関係)

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業地位承継承認申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

承継者（法人にあつては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名）

住所

氏名

印

助成対象民間賃貸住宅等の地位を承継したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 承継前の事業認定者（法人にあつては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名）

住所

氏名

2 承継後の事業認定者（法人にあつては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名）

住所

氏名

3 承継年月日 年 月 日

4 承継の理由

5 添付書類 承継の事実を確認できる書類

同意書兼誓約書

- 1 町税その他、町に対する債務の履行の確認のため、町が税務当局にその状況を照会することに対し、同意します。
- 2 私（法人である場合は当該法人の役員及び職員）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではありません。

年 月 日

弟子屈町長 様

承継者（法人にあっては、主たる事業所の所在地、法人名及び代表者職氏名）

住所

氏名

印

別記様式第17号 (第16条関係)

弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業地位承継承認通知書

第 号
年 月 日

事業承継者

住所

氏名

様

弟子屈町長

印

年 月 日付けで申請のあった弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業地位承継について、下記のとおり承認しましたので、弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成金交付要綱第16条第3項の規定により通知します。

記

1 承継前の事業認定者

住所

氏名

2 承継後の事業認定者

住所

氏名